

案

物 品 売 買 契 約 書

買受人徳島市（以下「甲」という。）と、売渡人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、物品の売買について次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 甲が買受ける物品の品名、契約金額及び納入場所は次のとおりとする。

(1) 品名、数量、契約金額等

品 名	規 格 等	数 量	単 価	金 額
インターネット用 ノートパソコン	別紙仕様書 のとおり	70 台	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
消費税及び地方消費税相当額				〇〇〇円
合 計				〇〇〇〇円

- (2) 納入期限 令和7年9月30日
(3) 納入場所 徳島市民病院
徳島市北常三島町2丁目34番地
(4) 契約保証金 免除

（納入の通知）

第2条 乙は、前条第3号の納入場所に物品を納入したときは、その旨を甲に通知して検査を受けなければならない。

（検査及び引き渡し）

第3条 甲は、前条の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

- 2 乙は、前項の検査に立ち会わなければならない。
3 乙が第1項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙が欠席のまま検査をすることができる。この場合乙は、甲の検査結果について異議を申し立てることはできない。
4 検査の結果、不良品があるときは、乙は当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。
5 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。
6 物品の引き渡しは、甲の検査に合格したときをもって完了したものとする。

（検査の特例）

第4条 物品の検査に当たって、当該物品に僅少の不備な点があっても、甲が使用上支障がないと認めるときは、その相当額を減価して採用することができる。

（危険負担）

第5条 第3条第6項の規定による引き渡し前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて

乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 第3条第6項の規定による引き渡し後において、甲が製作上の不備、損傷等の不良品を発見した場合には、乙は、甲の指定する期日までに無償でこれを良品と交換するものとする。ただし、それが甲の過失による場合は除く。

2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、物品引き渡し後1年間とする。

(契約金の支払)

第7条 乙は、第3条第6項の引き渡しを完了したときは、甲の定める方法で契約金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に甲の定める場所で契約金を支払うものとする。

(部分払の特約)

第8条 乙は、物品の完納前に、この契約に係る既納部分に相当する額を限度として、部分払いを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、第3条第6項の規定により物品を甲に引き渡した後でなければできない。

(遅滞違約金)

第9条 乙の責めに帰すべき理由により、納入期限までに物品を完納できないときは、甲は、遅滞違約金を徴収するものとする。

2 遅滞違約金の額は、遅延日数に応じ契約金額につき年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 遅滞違約金の徴収は、契約金支払いの際に当該金額から控除することができる。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の変更)

第11条 乙は、天災、地変その他やむを得ない理由により、納入期限までに物品を完納できないときは、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって納期の延長を求めることができる。

2 甲は、甲の都合により必要があると認めるときは、契約の内容若しくは納期の変更又は納入を一時停止することができる。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、催告なしにいつでもこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は納入期限までに完納の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に際し、甲の係員の指揮監督に従わず、又は、その職務を妨害したとき。

(4) 別記1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。

- (5) 別記2「徳島市病院局暴力団等排除条項」第1項に該当するとき。
- (6) その他契約事項に違反したとき。
- 2 前項の規定に関わらず、この契約を解除する必要があるときは、甲・乙協議してこの契約を解除することができる。
- 3 甲は第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
徳島市病院事業管理者 三宅秀則

乙 ○○○○○○○○○○
株式会社○○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

別記 1

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への通知)

第5 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自らがを行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときには当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

「徳島市暴力団等排除条項」

(契約の解除)

- 1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(語句の解釈)

- 2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおり解釈するものとする。